

淑徳大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2018（平成 30）年度大学評価の結果、淑徳大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から 2026（平成 38）年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

淑徳大学は、大乘仏教の「利他共生」の建学の精神に基づき、大学の目的として「社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成」を掲げ、社会福祉を理念に据えた教育の実践に取り組んできた。2015（平成 27）年に創立 50 周年を迎えるにあたり、大学の進むべき方向性を示した「淑徳大学ヴィジョン」を策定し、実学の推進といった「教育の方向」、地域貢献型大学としての「社会との関係」、教職員一体となった教育改革等の「大学の運営」を 3 つの展開軸として示し、これを受けて法人としての「学園グランドデザイン」を定めている。さらに、これを踏まえて 2018（平成 30）年度から 5 年間の大学としての中期計画を策定し、創立時から取り組んできた地域社会との共生の実現に向け、社会福祉及びその実践領域における教育研究の充実に意欲的に取り組んでいる。

「淑徳大学ヴィジョン」の「大学の運営」において、内部質保証制度に基づく改革の推進を掲げ、2017（平成 29）年度には、以前からの自己点検・評価活動を継続しつつ、質保証体制を強化すべく「大学協議会」のもとに「内部質保証推進委員会」を設置し、内部質保証システムの構築に取り組んでいる。ただし、現在は移行期であり、内部質保証に責任を負う組織の役割を明確にし、各学部・研究科に対する支援を継続的に実施することで、内部質保証システムを機能させていくことが期待される。

大学における意欲的な取組みとして、同ヴィジョンの「教育の方向」に掲げる建学の精神の涵養、学士力の充実、実学の推進の実施にあたって、教育課程についての成果指標を示し、アセスメントプランに基づく「学士カールブリック」等を運用した学習成果の把握・評価を全学的に進めていることは高く評価できる。また、「社会との関係」に掲げるキャンパスごとの地域連携にも注力し、地域の初等・中等教育における学習支援などの東日本大震災からの復興のボランティアのほか、社会福祉の専門性を

生かし、学生とともに幼児や児童の支援に取り組んでいることは、社会からの要請に応える優れた取組みといえる。

一方で、教員組織については、2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度において、それぞれ大学設置基準上原則として必要となる教授数が不足している学部・学科があった。その後、学内の昇任により、改善が図られたものの、今後は、教員組織の管理に取り組み、大学設置基準を遵守するよう留意されたい。また、その他の課題として、研究科では、教育において学習成果の把握及び評価が十分ではなく、学生の受け入れにおいて定員管理に課題が見られるため、改善を図ることが期待される。

これまで取り組んできた地道な自己点検・評価活動を主軸に恒常的に各学部・研究科で P D C A サイクルを機能させるとともに、各教員からの意見や発案をボトムアップで全学的な取組みに採り入れてきた実績を生かしていくことが重要である。また、内部質保証に責任を負う組織が各学部・研究科の P D C A サイクルのさらなる機能化を支援し、2017（平成 29）年度に構築した内部質保証システムを機能させていくことが期待される。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

大学及び各学部・研究科の理念・目的は、学則・大学院学則等において適切に定められており、刊行物やホームページ等を通じて学内の構成者に周知することはもちろん、社会へも公表している。また、大学の理念・目的の実現に向けた中・長期的な方針として、2013（平成 25）年に「淑徳大学ヴィジョン」、2016（平成 28）年には学校法人全体の「学園ランドデザイン」を公表し、2018（平成 30）年から 5 ヶ年の中期計画を策定しており、理念・目的の設定とその実現に向けた具体的な中・長期計画の策定は適切である。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

大乘仏教の理念「利他共生」を大学の建学の精神に定め、「大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成」を大学の目的として定めている。その目的の実現のために、教育の基本方針として「人類福祉の増進と、理想的な人間社会の実現に資する人材を育成する」「高度な学術研究と教育を通して、深い人間的な自覚の上に立ち、広い教養と専門的知識、技能を身に付けた、志を同じくする後継者を育成する」ことを掲げていることは適切である。また、各学部・研究科の人材養成その他の教育研究上の目的に

についても、大学の目的・教育方針を踏まえながら各専門分野に応じて具体的かつ適切に定められている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学及び各学部・研究科の目的等は、学則・大学院学則、「教育に関する規則」「大学院の教育研究に関する規則」に適切に明示され、学生便覧、『大学院要項』『履修の手引き』等に掲載するとともに、ホームページや大学案内等を通じて広く社会にも公表しており、その周知に努めている。また、学生や教職員には建学の精神が書かれた『大乘淑徳教本』や『淑徳学入門～建学の精神を学ぶ～』を配付している。これらの大学及び各学部・研究科の目的等については、その周知状況及び理解状況を把握し、必要に応じて表現の見直しを図るなど、点検・評価に基づいて改善を図る仕組みが構築され機能している点は評価できる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的の実現に向け、将来を見据えた中・長期的な方針として 2013（平成 25）年に「淑徳大学ヴィジョン」を策定するとともに、2016（平成 28）年には学校法人全体の将来構想として「学園ランドデザイン」を公表している。また、これらの中・長期的な方針のもと、2018（平成 30）年度から 5 年間の重点施策の達成計画としての中期計画を大学の組織・財政基盤を踏まえて策定している。2018（平成 30）年度から実行される同計画は、理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容となっている。

2 内部質保証

<概評>

「内部質保証に関する方針」に基づき、内部質保証に関する制度の整備は着実に進められており、それらに関する情報の公開についても適切に行われている。

2017（平成 29）年度からは内部質保証システムの強化を目的とした新しい体制の構築に取り組んでいる。大学が以前から、「大学自己点検・評価委員会」を中心に実施している自己点検・評価活動をまとめた『淑徳大学年報』の作成を通じた改善活動への支援を「内部質保証推進委員会」が推進し、「大学協議会」がそれをサポートするというものであり、教学事項全般に関して、P D C A サイクルの進行状況と各計画の達成度を数値目標も含めて点検・評価し改善につなげる組織のプロセスは整備されているといえる。これに基づき特に教育面における取組みが進められつつあるが、現在は移行期であり、具体的な運用については模索中の側面もあることから、実際に即して組織の運用を確立することが望まれる。なお、新体制への移行後には、

その適切性の点検・評価も実施することが望ましい。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2017（平成 29）年度に策定された「内部質保証に関する規程」に基づき、2018（平成 30）年度に、「教育研究活動等の質保証を支える学内諸制度・諸事業の健全かつ効率的な運用の確立を図ることによって、高等教育機関としての社会的責務を果たすとともに広く社会に貢献する」という「内部質保証に関する方針」が定められ、手続も明示されている。同方針はホームページ上で公表している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証に関する規程」により、大学全般の重要事項を審議する「大学協議会」のもとで内部質保証の推進に係る重要事項を審議する組織として学長を委員長とした「内部質保証推進委員会」が設置され、そのもとに同じく学長を委員長とした「大学自己点検・評価委員会」が置かれ、「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」、各学部・研究科の「自己点検・評価委員会」等に指示して点検・評価を行う体制が整備されている。「内部質保証推進委員会」は2017（平成 29）年度に設置され、それを「大学協議会」がサポートする関係を想定しているが、現在は過渡期であり役割が重複している部分がある。今後は、業務分担の関係を整理することが期待される。

各学部・研究科に設置された「自己点検・評価委員会」や各付属機関等で実施される点検・評価の結果は、「大学自己点検・評価委員会」を経て『淑徳大学年報』として取りまとめられ、改善に向けた指示や支援を担う「内部質保証推進委員会」へと報告されており、各組織のP D C Aサイクルの進行状況と計画の達成度を点検・評価し、改善につなげるプロセスは整備されている。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針の見直しは、2016（平成 28）年度に、「大学協議会」において定めた3つの方針を策定するための基本方針に基づき、大学及び各学科・大学院専攻単位において行われた。

2016（平成 28）年度までの自己点検・評価は「大学自己点検・評価委員会」が中心となっており、教育のP D C Aサイクルの確立を目指してきた。「淑徳大学ヴィジョン」に基づく改善活動の精緻化と信頼性向上のため、具体的な数値目標を含む「教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標」を策定し、2013（平成 25）～2015（平成 27）年度を第1クールとして、その数値化と達成度評価を通じて点検・評価に関する情報の共有可能性を高める仕組みが構築されつつある。

現在は、第1クール後、1年間の計画等の見直し期間を経て、2017（平成 29）

から始まった第2クールの中盤である。初年度である2017（平成29）年度には「内部質保証推進委員会」が設置され、方針・手続に沿って、2017（平成29）年度の『点検・評価報告書』を作成した。2017（平成29）年度以降は、「内部質保証推進委員会」を中心とした内部質保証システムによって、点検・評価の結果に基づく改善・向上を図ることとしており、現在は移行期であることから具体的成果については今後に期待したい。

また、2014（平成26）年には調査結果や各種データを活用するための「IR推進室」の設置等が行われ、2016（平成28）年度には自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために、毎年度、3つの方針に基づく教育研究活動の向上等をテーマに外部有識者による検証を行う外部評価制度を導入している。

文部科学省及び本協会からの指摘事項への対応は、学長を長とする「大学協議会」において体系的に改善に取り組んできた。2017（平成29）年度以降の改善行動については「内部質保証推進委員会」が質の向上と説明責任の観点から支援を行うこととしている。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価の結果は、『淑徳大学年報』として毎年刊行し、ホームページにおいても公表している。また大学の財務関連資料は学園のホームページで公表され、その情報は大学のホームページにリンクされており適切である。その他の諸活動の状況等についての情報については、ホームページ上に「教育情報の公表」ページを設けて公表している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「淑徳大学ヴィジョン」に掲げた教育改革等の方向性に基づいて自己点検・評価活動システムが構築され、目標達成度を数値化して測定可能なものとした成果指標も設定された。また、2017（平成29）年度には「内部質保証に関する規程」を定め、内部質保証システムの強化を目的として「内部質保証推進委員会」を設置し、2018（平成30）年には「内部質保証に関する方針」が定められた。これらは、2016（平成28）年度までの「大学自己点検・評価委員会」を中心とする仕組みから変更して教学への支援体制を強化しようとする目的を実現するために実施されたものであり、内部質保証システム自体の点検・評価による見直しが行われている。ただし、各部局の改善活動に対する「内部質保証推進委員会」による支援はこれから行うとしており、PDCAサイクルの中で「内部質保証推進委員会」が実績を積んだ後には、新体制の適切性についても、点検・評価を行うことが望

ましい。

3 教育研究組織

<概評>

理念・目的の実現に向けて、学部・研究科をはじめ、附置研究所やセンターを適切に配置している。教育研究組織の適切性については、大学全体として点検・評価がなされ、社会情勢の変化等を踏まえつつ、学部・学科・研究科の改組や新設を行うなど、改善・向上に向けて組織の見直しを図っている。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

理念・目的の実現に向け、現在は千葉キャンパスに総合福祉学部、コミュニティ政策学部、大学院総合福祉研究科（社会福祉学専攻博士前期・後期課程、心理学専攻修士課程）、千葉第二キャンパスに看護栄養学部、大学院看護学研究科（看護学専攻修士課程）、埼玉キャンパスに経営学部、教育学部、東京キャンパスに人文学部を設置している。

また、「発達臨床研究センター」「総合福祉研究室」「共同研究推進室」の3部門から構成される「社会福祉研究所」、大学創立者の顕彰や建学の精神の高揚と教育振興を目的とする「長谷川仏教文化研究所」、アジア及び世界における国際社会福祉研究への寄与を目的とする「アジア国際社会福祉研究所」、全学的な地域支援ボランティア活動の統括組織である「地域支援ボランティアセンター」などを設置している。これらの教育研究組織は、社会福祉を基軸にしつつ人文社会科学の幅広い観点から時代の要請に対応するものとなっており、大学の理念・目的に照らして、適切に構成されている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の見直しは、社会のニーズの変化等を踏まえつつ、大学の理念や教育目標に基づき実施されている。なお、教育研究組織の適切性については、大学として「大学協議会」において点検・評価され、その結果が毎年「大学自己点検・評価委員会」を中心に取りまとめている『淑徳大学年報』として公表されている。改善・向上に向けた取り組みへの支援は、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が行うこととなっているので、今後の適切な運用が期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキ

ュラム・ポリシー)の策定及び公表は適切である。また、方針に基づいた各学部等での教育課程の展開についても適切な水準に達している。各専門領域の特性を踏まえつつ、全学的な組織である「教育課程編成委員会」を中心として、高等教育への現代的要請も取り入れた課程編成がなされている。また、全学的にアクティブ・ラーニングの導入を推進して学生の主体的参加を促すなど教育方法の工夫を行っている。

教育課程についての成果指標を示し、アセスメントプランに基づいて、全学的に「学士カテゴリーブック」などを継続的に運用するとともに、学部独自のルーブリックの開発も進めているなど、学習成果の測定のための取組みがなされている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上への取組みの具体的な成果や「内部質保証推進委員会」による取組みへの支援については今後の展開を待つところとなるが、各学部教員からのボトムアップの取組みを促し、一定の成果を生み出していることは評価に値する。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

全学の学位授与方針として、「社会の構成員としての基礎知識・技能・態度」及び「専門教育分野における知識・技能・態度」という2つの項目に分けて具体的な要件を定めている。全学の方針に基づいて、各学部・研究科において授与する学位ごとに方針が定められている。学部では各学科において、全学と同様の2つの項目ごとにそれぞれ修得すべき学習成果を具体的に定めている。研究科では各専攻において、修士又は博士前期課程、博士後期課程に分けて、「専攻学術分野における知識・技能・態度」「専攻学術分野における独自の知見の生成」「研究者・教育者としてのアイデンティティと研究・実践能力」の3つの項目ごとに修得すべき学習成果を定めている。各方針は、大学案内、入試要項、学生便覧やホームページで公表されている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、授与する学位ごとに定めている。学部については「教育課程の編成・教育内容」「教育方法」「教育評価」の3つの観点から定めている。「教育課程の編成・教育内容」では「基礎教育科目」「専門教育科目」「大学共通科目」といった科目構成などを示しており、「教育方法」では英語の習熟度別クラス編成、「専門教育科目」での少人数クラスによる演習・実習科目、シラバスの記載内容、履修モデル、アクティブ・ラーニングなどについての方針を示しており、「教育評価」では授業評価アンケート実施、事後学習レポートによる到達確認、厳格な成績評価、「学士カテゴリーブック」の活用、定期的な学修行動調査などの方針を示している。

研究科についても同様に、「教育課程の編成・教育内容」「教育方法」「教育評価」の3つの観点から専攻・課程ごとに方針が定められている。

全体として、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は整合が図られており、概ね適切である。なお、学位授与方針と同様に、教育課程の編成・実施方針は適切に公表されている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程では、すべての学科において、全学及び各学科の教育課程の編成・実施方針に沿ってそれぞれの教育課程を編成している。各学科は「基礎教育科目」と「専門教育科目」を配置している。「基礎教育科目」については、2014（平成26）年度に設置された比較的新しい人文学部表現学科及び歴史学科では、「思考力の養成科目」「表現力の養成科目」「人間力の養成科目」「人間の理解科目」「社会の理解科目」という下位区分が採用されているが、他の学科では、「基本教育科目」と「総合教育科目」という配置となっている。また、経営学部経営学科、同観光経営学科及び教育学部こども教育学科では、それに「自立支援科目」が加えられている。これらは必ずしも統一を要するものではないが、学部・学科の改組等に由来する事情を整理する余地がある。「専門教育科目」については、各学科の必要に応じた適切な科目設置がなされている。いずれも専門教育を支える基礎学問に関する科目、応用領域に関する科目が幅広く配置されており、専門職養成系の課程においても資格科目のみにとらわれず学士課程としての水準が意識されていると評価できる。

修士又は博士前期課程、博士後期課程については、コースワークとリサーチワークの趣旨を踏まえた適切な課程編成となっている。総合福祉研究科博士前期課程、看護学研究科修士課程は基礎科目から展開科目に至る十分なコースワークが準備され研究指導と関連付けられており、総合福祉研究科博士後期課程では基盤科目の準備のうえに研究指導科目、さらに博士候補認定試験に至るプロセスを整備している。

教育課程の編成については、「大学協議会」のもとに置かれた全学組織である「教育課程編成委員会」が、「教育課程編成に関する申合せ」を策定し、それに基づいて各学部・研究科において行われており、全学的な取組みとして評価できる。なお、「内部質保証推進委員会」がカリキュラムの編成における支援で、どのような役割を担うのかについて明確にすることは今後の課題である。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体的参加を促す授業形態であるアクティブ・ラーニングの導入を広く

推奨しており、また実際にも高い比率で授業に導入されている。例えば、経営学部経営学科で開講している「企業経営研究」では、学生が調査・研究成果を発表する際に複数教員による質疑応答や相互評価を行うなどの取組みを行っているが、各学部の具体的なアクティブ・ラーニングの取組みには試行的なものが多く、その効果については今後検証が進められることが期待される。

大学院学生に対する研究指導体制は、論文等の作成過程の詳細を事前に周知したうえで、大学院学生ごとに研究計画の指導を実施し、セメスターごとに学生と担当教員が面談を行っており、適切である。

シラバスの構成内容は適切であり、シラバスチェックも適切になされている。また、学士課程での学生の履修登録に関しては、新入生に対するガイダンス等を行い、1年次から卒業時まで、アドバイザーによる履修登録の指導も行っている。

単位の実質化を図るためにCAP制を採用し、学部ごとに通年で36～46単位の間で1年間に履修登録できる単位数の上限を定めており、看護栄養学部以外の学部ではGPAに応じた上限設定を設けている。いずれの場合も、その設定は適切に運用している。また、シラバスへの事前・事後学習の時間の記載や学生の学修行動を把握するための調査等の取組みも行っており、専門職資格や免許に関わる課程を含めて、単位の実質化に意を用いている。ただし、教育学部では「GPA適用除外科目」が設定されており、それは単位の実質化を図るうえでの課題としている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

GPA制度の採用という制度的裏づけにより、成績評価の客観性と厳格性については概ね担保されている。授業外の事前・事後学習についても成績評価の対象としており、シラバスへの明記が求められていることや、大学及び教員側の事情による休講には必ず補講を行うことになっており、必要とされる学習時間の確保にも配慮している。また、入学前の既修得単位の認定についても適切に上限設定をしている。

成績評価と単位認定の基準については、学生便覧及びシラバスに詳しく示され、学生が理解できるようになっている。学位授与については、学士課程では卒業要件・手続等を、修士又は博士前期課程、博士後期課程では修了要件・論文審査基準等を、学則・履修規程等に明記し、学生便覧や大学院要項などで公表している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

「淑徳大学ヴィジョン」等の基本方針を基に、「教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標」を策定し、教育課程に関して具体的な数的目標を掲げている。2014（平成 26）年に作成されたアセスメントプランでは、アセスメントポリシー

が示され、大学、各学部・学科、学生個人の学習成果に関するアセスメントプランの基本的な考え方が示されている。「教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標」やアセスメントプランに掲げた「学士カールブリック」は、その運用に全学的な取組みを基盤として各学部がそれぞれ取り組んでいる。「高等教育研究開発センター」が開発した「コモンカールブリック」は、例えばサービ斯拉ーニングの支援としてコミュニティ政策学部で活用されるなど、大学独自の取組みとして発展する可能性がある。また、総合福祉学部教育福祉学科、教育学部こども教育学科、看護栄養学部看護学科では、それぞれ専門職養成の枠組みで以前から継続的にカールブリックを活用している。人文学部の論文・制作物にもカールブリックが活用されるなど、それぞれの学科で必要に応じた学習成果の把握に努めている。身に付ける能力を明らかにしたうえで、全学及び各学部・学科において、学んでいる学生の成長につなげるための努力や工夫をしていることは評価できる。現在は特に一部の学部・学科での活用が多いものの、今後は全学及び各学部・学科の取組みとして発展し、この取組みが将来さらに深化することが大いに期待できる。また、「高等教育研究開発センター」では学習成果の実情把握と指標の開発が進められている。

研究科においては主として論文指導のプロセスにおいて、複数の視点による評価の導入や論文審査基準の共有化、計画書の作成による進行管理や面談の実施を各研究科とも組織的に行っているが、学位授与方針に定めた学習成果の把握及び評価という観点からは十分ではないため、改善が求められる。

⑦ **教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学全体としての質保証の枠組みに、教育の点検・評価から改善へのプロセスが位置付けられている。各学部・研究科においては、それぞれに置かれた「教育向上委員会」を中心として、毎年度報告書を作成しており、また、「大学自己点検・評価委員会」を中心に取りまとめている『淑徳大学年報』においても教育課程に関する項目の作成を通じて点検・評価を行っているなど、次年度の改善行動へつなげられる仕組みができています。また、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の一環として「学士カールブリック」を導入している学部・学科の事例報告を行うなどの取組みも行われており、PDCAサイクルに乗った活動は積極的に実施されている。

その中で、教育課程及びその内容や教育方法の点検・評価については、アクティブ・ラーニング導入率の調査、授業時間外の学習時間等の把握などが行われている。なお、学生による授業評価アンケートで教育方法の適切性について調査しており、教育課程の編成・実施方針に定める「教育方法」や「教育評価」につい

での調査も実施している。アクティブ・ラーニングを実施している授業科目の増加や複数回の小テスト・レポートなどの教育方法の改善も見られる。

全体として、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は「大学自己点検・評価委員会」や各学部・研究科の「自己点検・評価委員会」を中心に積極的に取り組んでいるが、その結果に基づく改善・向上への取組みはこれからの課題であるといえる。また、その改善・向上に向けた取組みへの支援は、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が行うこととなっており、今後の運用が期待される。

<提言>

長所

- 1) 学習成果の把握・評価に向けてアセスメントプランを策定し、「高等教育研究開発センター」において、全学的に複数のルーブリックを運用するとともに、ルーブリックの精度を高めるべく継続的な研究開発に取り組んでいる。これに加えて、「学部教育向上委員会」を中心に各学科独自のルーブリックを運用するなど、ボトムアップ形式で各学部・学科の取組みを踏まえつつ、全学的な学習成果の把握・評価を開始している。こうした取組みは、教育内容・方法の充実を図り、教育の質保証につながるものとして評価できる。

改善課題

- 1) 両研究科において、学習成果について、主に修士又は博士論文の評価を測定方法としているが、学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価は十分に行われていない。学習成果を効果的に測定するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に生かしていくよう、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に加え、各学科、研究科専攻及び課程においても、それぞれの教育目標達成のため、方針を適切に定めている。また、学生の受け入れ方針はホームページ等を通じて広く公表し、その受け入れ方針に基づいた学生募集及び入学者選抜を公正・適切に実施している。定員管理については、大学全体では概ね入学定員を満たしているが、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科が見られるので、大学院の定員管理を徹底するよう、改善することが求められる。学生の受け入れの適切性の点検・評価については「大学入試委員会」が主体となり、毎年定期的に自己点検・評価するとともに、自己点検・評価に基づいて入学試験制度を見直すなど改善を図る仕組みが適切に機能していることから、学生の受け入れは概ね適切である。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

全学の学生の受け入れ方針として、「高等学校の学習内容を理解できている」「本学の教育方針及び教育分野に興味と関心を持ち、本学での学修に目的と意欲を有している」「自分の考えを、口頭や文章で適切に表現できるコミュニケーション能力を持ち、他者と協調・協働して行動でき、主体的に物事に進んで取り組むことができる」といった「求める学生像」のほか、「入学者選抜の方法」「入学前に学習しておくことが期待される学習内容及び学習態度」の3点を明確に定めている。各学科、研究科専攻及び課程においても全学の方針と同じ項目ごとに、各専門分野に応じた具体的な方針を定めることで統一している。なお、学生の受け入れ方針は、ホームページをはじめ、入試要項や大学案内等に掲載しており、適切に公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生募集では、入学試験形態ごとの出願資格、試験内容等の具体的な選抜方法を入試要項及びホームページに公表するとともに、オープンキャンパスや入試説明会を通じて適切に説明している。

入学者選抜の制度や入学試験の実施・運営体制については、キャンパスごとに「入試委員会」や入試課等の教学組織及び事務組織の連携により入学試験を適切に実施している。公正な入学者選抜の実施に向けて、総合福祉学部やコミュニティ政策学部では「面接のガイドライン」や「書類審査ガイドライン」等に基づいた評価基準・質問事項の共通化による採点・評価を実施している点、受験での配慮を必要とする希望者への試験時間の延長や座席配置等の細かな配慮を実施している点は評価できる。また、入学者選抜の合否判定は、「入試委員会」及び教授会での合否判定の審議を経て、学長への具申後に決定するという一連のプロセスを通じて適正に行われ透明性・公平性・客観性が確保されている。

研究科の入学者選抜の合否判定については、各専攻において作成した案を研究科委員会の議を経て、学長に上申し決定している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部の定員管理に関しては、学部・学科により違いはあるが、大学全体では入学定員及び収容定員の管理は概ね適切に行われている。一部の学部・学科で収容定員に対する在籍学生数比率が低かったが、2018（平成 30）年度に改善が見られた。研究科に関しては、一部の研究科で収容定員に対する在籍学生数比率が低い

ため、定員管理を徹底するとともに、収容定員充足率の低下傾向に対する原因究明及び改善方策を講じることが求められる。また、AO入試による入学者数が募集定員枠を大幅に超えている学科があるため入学試験形態ごとの適正な入学定員の設定が望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

入学者選抜に関しては、「大学協議会」に附置された「大学入試委員会」により入学試験の実施形態、選抜方法、選抜基準、入学定員の設定等を行っている。学生の受け入れの現状把握や適切性については、「大学入試委員会」により毎年度定期的に点検・評価されており、入学試験制度の見直しなど学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みが行われており適切であるといえる。また、学生募集に関しては、「大学アドミッション委員会」を中心に、「大学自己点検・評価委員会」が取りまとめる『淑徳大学年報』の作成を通じて自己点検・評価及び改善へ向けた取り組みの検討を行っている。今後は、これらの改善・向上に向けた取り組みに関して、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が支援を担うことが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程で0.27と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

大学として求める教員像を明らかにするとともに、大学全体の教員組織の編制方針が定められている。専任教員数については、学内の昇任により大学設置基準上原則として必要となる教授数を充たしたものの、これまで一時不足している学部・学科があったため、今後は、教員数の不足が生じることのないよう、教員組織の管理に十分留意されたい。また、教員の年齢構成については、一部の学部で偏りがある。教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みについては、各種のFD活動を意欲的に実施していることが認められる。

教員組織の適切性の自己点検・評価については、各年度末又は年度初めに「大学人事委員会」において中期計画の中の学園中期財務計画等を踏まえて課題を確認している。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像として、「建学の精神に立脚した教育理念の理解、大学の目的と学部・研究科の人材養成の目的を達成するための三つのポリシーを踏まえた教育研究活動等への積極的な参画、そして大学運営への協調的な態度等を求めている。加えて、個々の教員が属する教育課程が求めている教育研究活動上の能力開発・向上への積極的な姿勢や、学生指導への熱意ある取組みを求めている」と明確に定めている。

大学全体の教員組織の編制方針は、「各教育課程の『卒業認定・学位授与の方針』『教育課程編成・実施の方針』をふまえ、学園及び大学の『中期計画』に基づいて教員組織を編成する」として、「法令上求められる必要教員数の遵守」「教員の構成」「主要な授業科目への教員の配置」など9項目に配慮した編制となるよう努めると明確に定めている。

大学として求める教員像及び大学全体の教員組織の編制方針は、2018（平成 30）年 2 月に「内部質保証推進委員会」で確認された後、同年 3 月の「大学協議会」で最終確認され、ホームページへの掲載により、教職員ばかりでなく広く社会に対して公表されている。その策定の過程では教職員にパブリックコメントの募集も実施され、教職員間での理解も図られた。

ただし、各学部・研究科の教員組織の編制方針を定めていないため、教員組織を編制する組織単位ごとに、より具体的な方針の策定が望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

各学部・研究科の専任教員数について、2017（平成 29）年 5 月 1 日現在、大学設置基準上原則として必要となる教授数が不足している学部・学科があったが、2018（平成 30）年 5 月 1 日には改善されている。しかし、他の学部・学科において、2018（平成 30）年 5 月 1 日現在、大学設置基準上原則として必要となる教授数の不足が生じていた。学内で昇任審査を行い、2019（平成 31）年 1 月 1 日には大学設置基準を充たす教授数を確保しているものの、今後は、教員数が不足することのないよう十分に留意されたい。なお、研究科の研究指導教員数等は大学院設置基準を満たしている。年齢構成については、最近数年間に学部・学科を新設したこともあり、教育学部と人文学部において 50 代以上の教員の占める割合が高く、偏りが大きくなっている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

専任教員の募集・採用・昇任についての基準及び手続は、「大学教育職員の職務内容及び職位ごとに定める要件に関する申し合わせ事項」「採用及び昇任人事の手続きに関する覚書」を定めている。「大学人事委員会」を教員の募集・採用・昇任の責任主体として位置付けたうえで、専任教員の募集・採用・昇任、兼任講師の募集・採用等に関しては、「大学人事委員会」の統括のもと、学部ごとに「学部人事委員会」を設置し、規程に基づいた手続に沿って行われており適切である。

研究科の各課程の研究指導教員等の資格審査についての基準及び手続は、各研究科の資格審査の内規に則り選考を行っており適切である。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るため、各学部を設置されている「学部教育向上委員会（学部FD委員会）」では、授業アンケートや教職員が全員参加する「特別研修会」、学部・研究科ごとのFD研修会や教職員合同のハラスメント防止研修会などを行っている。ルーブリックの導入においても学部ごとに勉強会等を開いて教員間での検討を行っており、FDの活動が活発に行われていると評価できる。総合福祉学部では、各教員の授業における授業公開・相互参観の実施により授業の質の向上に取り組むとともに、高大接続の観点から高等学校での教育実態を学ぶ研修会の実施や、授業アンケートの結果を学部・学科で組織として活用するための研修会を実施している。なお、これらのFD活動は、各学部で毎年度報告書にまとめて、「大学教育向上委員会（大学FD委員会）」へ報告し、全学で状況を共有している。また、各研究科にも「研究科教育向上委員会（研究科FD委員会）」が設置され、各学期の授業アンケートの実施、毎年度のFD研修の企画・実施、シラバスの第三者チェックを行っている。前回の本協会の大学評価での指摘事項を踏まえ、学部のFDについては共通課題を設定して方向性を示し、全学的な方針に基づく組織的なFDの取組みに努めている。今後のFD活動の基本的な実施方針と課題を明示していることから、その実現への具体的な取組みが期待される。

教員の研究活動等の活性化を図る取組みについては、「自己管理目標制度の推進に係る申し合わせ」に基づき、教員の自主的かつ主体的な教育研究活動を「自己管理」により支える方針としているため、教員には、教育研究活動に関する計画書及び報告書の提出を毎年求めている。なお、2017（平成 29）年度からは「教育・研究費」の傾斜配賦を実施している。学外における社会的活動の状況に関しては、規程に基づいた「専任教員の兼職等の取扱いについて」を取り決め、許諾申請を通じて兼職等の状況を把握することとしている。

以上のように、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図るFD活動が、組織的かつ多面的に実施されているといえる。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の定期的な点検・評価については、各年度末又は年度初めに、「大学人事委員会」において当該年度又は前年度の教員人事（採用・昇任等）を統括する会議を開催し、学園中期財務計画の本務教職員計画表等を踏まえて教員人事の課題を確認し、「内部質保証推進委員会」へ報告している。今後は、改善・向上に向けた取組みに関して、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が支援を担うことが期待される。

7 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針に基づき、「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」を中心に各種センター組織や事務部署が学部・学科の特性や学生の状況に応じた学習支援や学生相談窓口での対応を行うとともに、キャリア支援に関するガイダンスや就職試験受験等への対策など、さまざまな支援に適切にあたっている。各種支援の適切性については、「学生生活実態調査」等によるほか、キャンパス共通で全学的な取組みの推進を担う「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」を中心に点検・評価を行い、学生に対する支援の改善・向上に努めている。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的、各学部・研究科の人材育成の目的を達成するために、また初年次から卒業に至るまでの各段階での成長を促すことを目的とし、「学生支援に関する方針」を適切に定めている。当該方針は、修学支援、生活支援、進路支援の3項目から構成され、具体的な支援内容とともに、ホームページにおいて広く学内外に公表している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

大学全体の学生支援体制については、「大学協議会」のもとに「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」を設置し連絡調整を行っている。事務組織はこれらの組織と協働体制のもと、各種の事業や業務を行っている。

修学支援については、資格取得やリメディアル学習を支援する e-ラーニングを積極的に導入するほか、習熟度や技能程度に応じたクラスを編成するなど学生の特質を見極めた工夫やサポートを適切に行っている。また、学生の主体的な学びへの意欲を高めるために「実践学習支援センター」「サービスラーニングセンター」「教員・保育士養成支援センター」などを関連する学部に設置している。留学生や障がい学生に対しては、教学組織及び事務組織が協働して対応している。

GPA制度や「出席確認システム」等を活用し、成績不振者や出席状況が思わしくない学生の早期発見に組織的に取り組んでいる。支援を要する学生に対してはアドバイザーや担当部署が面談・指導にあたっている。特に、埼玉キャンパスでは、学習支援を目的とする「学習支援センター」「学生総合相談支援室」を設置し、総合的に対応し、全学的な展開を目指している。

退学率については、大学自らが定めた目標を達成していない学科があり、対応が期待される。経済的支援については学内外の奨学金制度を複数整備し、対応している。

生活支援については、キャンパスごとに保健相談室や学生相談窓口を設けるなど適切に対応しており、ガイダンス等での説明や学生便覧等によって周知している。ハラスメント対策については「ハラスメント防止規程」等、ハラスメントを未然に防止するための諸規程や組織体制を整備するとともに、リーフレットの配布や学生便覧への掲載で相談窓口の周知を図っている。

進路支援については、「大学就職委員会」が大学全体の横断的な支援及び情報共有の役割を果たし、キャンパスごとにキャリア支援組織を置き、各種ガイダンス等の企画・立案を適切に行っている。また、学部・学科の特性に応じ、教員採用試験や国家試験等の受験を支援する組織を置いている。

その他、自主的な学生団体の活動支援や「地域支援ボランティアセンター」によるボランティア活動の支援を行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「学生支援に関する方針」の見直しや学生支援の適切性の点検・評価については、「大学自己点検・評価委員会」が中心となり取りまとめている『淑徳大学年報』の作成を通じて行っており、「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」が担っている。また、4年に1度実施する「学生生活実態調査」等で学生からの要望やニーズを把握している。抽出された課題については、現在のところ、「大学教務委員会」「大学学生厚生委員会」「大学就職委員会」に対して、学長や副学長が個別に改善を指示する形により対応している。今後の改善・向上に向

けた取組みは、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が支援を担うことになっており、その成果が期待される。

8 教育研究等環境

<概評>

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生と教員にとってより良い環境整備に努めている。各キャンパスの図書館又は図書室においては「附属図書館運営委員会」による連携した運営が図られている。ラーニングコモンズやグループ学習室があり、学生の自主的な活動空間を整備している。教育研究等環境に関する自己点検・評価は、「学部運営協議会」を中心に実施されている。学生には4年に一度「学生生活実態調査」を実施し、教育環境の満足度を確認しており、「学部運営協議会」に報告され、分析結果や改善策の公開を行っている。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」において、「学生と教職員が、様々な場面での教育研究活動を通じて、共に切磋琢磨し人間的な成長と実り豊かなキャンパスライフとなるように、『学生本位』の教育研究環境等の整備を心がける」と定めている。この方針はホームページへの掲載により、教職員ばかりでなく広く社会に対して公表している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

学生の学習や教員の教育研究活動等に必要な校地・校舎面積は大学設置基準を上回るものとなっており、図書館や体育館等の施設・設備に関しても、大学設置基準に則して整備されている。新規の校舎はバリアフリーに配慮して建設され、既存の校舎もエレベーターを外付けするなどバリアフリー化を図っている。学生の自主的な学習を促進するため、ラーニングコモンズやフリースペース等の自主的活動空間を整備している。施設・設備等の安全の確保については、防犯カメラの設置、警備員の配置、委託業者による設備点検等が行われている。

また「衛生管理規程」に基づき各キャンパスに「衛生委員会」を設置し、施設・設備等の衛生の確保が図られている。ネットワーク環境としては各キャンパスにおいて無線LAN（Wi-Fi）環境を整備し、ICT機器等に関しては、学生貸出用パソコンを各キャンパスに用意するなど情報処理教室や自主学習において利用可能な情報処理環境を整備している。学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため、法人の規程として「ネットワーク・システム及びインターネット利用規

程」「情報セキュリティ規程」、大学において「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用に関するガイドライン」を定め、ホームページで周知を図っている。

以上のように、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、必要な校地及び校舎を有し、図書館や体育館等の教育活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

千葉図書館を中核として、各キャンパスに図書館又は図書室を設置し、ラーニングコモンズを整備している。各学部・研究科の専門図書をはじめとする蔵書や電子ジャーナル、電子ブック、データベースを備えており、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークも整備され、学術コンテンツへのアクセスや相互協力が可能となっている。各キャンパスの図書館又は図書室には、専門的な知識を有する職員を配している。また、各キャンパスの図書館又は図書室は、全学組織である「附属図書館運営委員会」により連携した運営が図られている。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

教員の教育研究活動を支援するため、専任教員には個人研究室を整備するとともに、必要な研究費を支給している。日常的な教育研究活動で使用する「教育・研究費」の年間支給に加え、教育研究実績に応じて追加で支給される制度もある。申請による研究費には「学術研究助成」「学術奨励研究助成」「学術出版助成」「研究推進事業」「教育改革推進事業」がある。2012（平成24）年に「教育研究支援センター」が設置され、「教育・研究費」の管理や科学研究費補助金などの外部資金獲得のためのサポートを担当している。

研究時間の確保については、「専任教員の勤務に関する規程」により専任教員の Semester 一週あたりの授業担当コマ数を6コマとし、教育課程編成の都合上必要である場合は年間で12コマとすることができると定めている。教員間の授業担当コマ数の標準化を図る努力をしてきたが、問題の解決には至っていないと認識している。また、「海外及び国内研究・調査等に関する運用規程」に基づきサバティカル制度が設けられており、半年間の利用申請も可能とするなどの制度改変を行っているものの、学部・学科等の設置が続いている中で近年の実績はない。

以上のように、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。認識されているいくつかの課題については、今後の具体的な取組みに期待したい。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理を遵守し、研究活動の不正を防止するため、「研究倫理規準」「研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「物品発注・検収取扱要領」を定めており、『教育・研究費使用ガイドブック』を配付するとともに説明会を開催し周知している。看護栄養学部などの人や動物を研究対象とする学部においては、個別に「研究倫理審査委員会規程」を定めている。研究倫理を遵守した活動を推進するため、学生に対しては入学時に資料を配付して説明し、大学院学生には日本学術振興会の e-ラーニングコース「eLCore」の受講、教員には「eLCore」の受講及び学内講習会への参加を義務づけている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境に関する自己点検・評価は、「学部運営協議会」を中心に実施され、学部単位で対応する項目についての改善に向けた検討を行っている。図書館では、その利用を促進させるため、「附属図書館運営委員会」が点検・評価に取り組み、現状と問題点を中心に、『淑徳大学附属図書館年次報告書』や、「大学自己点検・評価委員会」を中心に作成している『淑徳大学年報』にまとめている。学生には4年に1度「学生生活実態調査」を実施し、教育環境の満足度を確認し、「学部運営協議会」に報告され、改善につなげている事例がある。なお、中・長期にわたる施設・整備の改善等に関しては、キャンパスごとに情報を集約し中期計画に盛り込んでいる。各部局等において改善を行っている事例はあるが、今後は、このような取組みに関して、新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が支援を担うことが期待される。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

建学の精神に基づき定めた「社会連携・社会貢献に関する方針」に則して、「地域連携センター」「地域支援ボランティアセンター」を中心に各センター組織が整備され、社会連携・社会貢献が全学的な取組みに発展している。大学全体としての社会連携・社会貢献に対する取組みの意識が高く、活動それ自体の水準と、社会への貢献は十分なされているといえる。学内における教育研究との関連付けが強い点も評価できる。点検・評価は『地域連携センター年報』『淑徳大学年報』の作成を通じて行われてきたが、新たな全学的改善プロセスが軌道に乗り、実践に活用されること

が期待される。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、大学の教職員の教育研究成果を広く社会に還元することを社会連携・社会貢献の目的としている。同方針は「学外諸組織との連携体制の構築」「地域連携活動の推進」「社会連携・社会貢献活動の適切性の検証」の各項目で構成され、ホームページで公表されている。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

全学的な地域連携、産官学連携等のマネジメントを担う組織として「地域連携センター」を置き、各自治体との包括協定による共同事業などに取り組んでおり、その結果、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業のタイプ2（地域発展）で、2016（平成28）年度と2017（平成29）年度に採択されている。また、「地域支援ボランティアセンター」は、全学的なボランティア活動を統括し、日常活動の他に東日本大震災に関する復興支援活動なども行っている。「社会福祉研究所発達臨床研究センター」では、数多くの発達障がいを持つ幼児、児童、保護者の支援を行い、建学の精神に基づく社会福祉の理論と実践の研究を進め、セミナー等の開催でその知見を社会に還元してきた。

特に「地域支援ボランティアセンター」「社会福祉研究所発達臨床研究センター」の活動は、学部等の教育研究と関連させながら実績を積み重ねており、社会との関係を形成してきたものとして高く評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2016（平成28）年度から「地域連携センター」「地域支援ボランティアセンター」が、2017（平成29）年度から「国際交流センター」がそれぞれ諸活動の全学的な統括組織と位置付けられ調整機能を担っている。社会からの多岐にわたるニーズに応えられるよう、キャンパスを超えた資源を活用し協働している。地域連携事業の点検・評価はキャンパスごとの活動報告を「地域連携センター運営委員会」で集約し、フィードバックする体制で行っている。これまで統括する組織がなかったキャンパスにおいても、連絡調整のための組織整備を行った。国際交流事業についても、各事業からの報告を「国際交流センター運営委員会」で統括し改善支援に取り組んでいる。点検・評価及び改善の結果については、『地域連携センタ

一年報』や「大学自己点検・評価委員会」を中心に作成している『淑徳大学年報』に掲載している。

点検・評価の結果に基づく改善については、上記体制に加えて新しい仕組みである「内部質保証推進委員会」が、今後の支援を行っていくことを期待する。

<提言>

長所

- 1) 「地域支援ボランティアセンター」では、学生が小・中学校へ学習支援ボランティアに赴くなど、東日本大震災からの復興支援活動を継続して行っており、学生の地域貢献を経験できる場となっている。「社会福祉研究所発達臨床研究センター」では発達支援が必要な幼児や児童を受け入れ、定期的な通所を通じて学生及び大学院学生の臨床実習の場としている。これらは、社会の要求に応じて教育研究成果を地域社会へ還元するものであり、また、大学の教育研究活動と十分な有機的関連をもって実施され、地域社会へ貢献する人材の育成につながっている。建学の精神に基づく全学的な課題意識のもと、積極的に活発な社会貢献、地域連携活動が行われており、明確なヴィジョンを持って大学に対する社会の期待に応える態勢ができていると評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

大学運営に関する方針を定め、規程を整備するとともに、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にして大学運営を行っている。予算編成と執行については手続に則り実施されている。大学運営に必要な事務組織を整備するとともに職員の資質向上に関する取組みも行っている。大学運営について、主に内部監査や監事監査により適切性を点検・評価しているが、これら以外に定期的に点検・評価を行う仕組みを構築することが期待される。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

2013（平成 25）年に策定した大学の中・長期の方針「淑徳大学ヴィジョン」を構成する3つの展開軸のうちのひとつである「教職員一体で大学の仕組み・運営を見直し、教育改革や組織変革を推進する」ことを「大学の運営」に関する方針とし、ホームページにより公表している。また、学校法人としての長期的な展望に立った「学園グランドデザイン」や中期計画に基づき、大学としての中長期事業計画を策定するとともに、「学長ガバナンスのさらなる強化」などからなる「大学運営の基本方針と新年度の課題について」を学長が表明している。これら大学運

営に関する方針の教職員への共有・周知についてはホームページにより行っている。

- ② **方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

学長がリーダーシップを発揮し、円滑な大学運営を行えるよう、学長のもとに副学長、研究科長、学部長、学科長等の所要の職、さらに、学長の補佐等を目的とした「学長特別補佐」「大学政策専門委員」を置いている。権限や役割は「組織、職制及び分掌規程」等において定めている。また、大学運営に関わる組織として「大学協議会」のほか、教授会、研究科委員会等の主要な会議体を置いている。学則、大学院学則、「大学協議会規程」、各学部の「教授会規程」等において、会議体の設置、審議事項や構成員を定めるなど、それぞれの組織体の権限や役割を明確にしている。あわせて、学部長の諮問機関として「学部運営協議会」を置き、教授会の円滑な運営に寄与している。学長の選任については、「学長選任規程」に基づき、「学長候補者選出委員会」の選考等を経て、理事長が任命する手続となっている。

学校法人については寄附行為等において管理運営体制を定めている。意思決定は寄附行為の定めにより理事会が行うこととし、評議員会についても審議事項を定めている。業務執行を円滑に行うための協議機関として、理事長のもとに「常務会」を置き対応するとともに、法人と大学の連携体制を構築している。

- ③ **予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

予算編成については、編成方針に基づく編成要領を作成し、事業計画・財務計画を策定している。予算原案の作成、折衝等を経て、「常務会」での審議ののち、理事会、評議員会で決議される。予算の執行については、「経理規程」及び「予算規程」に基づき行っている。また、内部統制を確かなものとするため、「内部監査規程」に基づき、理事長のもとに「内部監査室」を置き、予算執行等の検証の体制を整えている。

- ④ **法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

キャンパスごとに「千葉事務局」「埼玉事務局」「東京事務局」を置いている。大学改革の推進を目的とし、学長のもとに設置された「大学改革室」のほか、各事務局に各事務部署を置いている。

大学運営における教員と事務職員との協働については、マネジメント部門、プ

プロジェクトチーム等において行うほか、各種委員会に事務職員が構成員として加わり、取組みを進めている。職員の採用、昇任等については、規程によるとともに、人事考課を昇任に反映する形で行っている。また、複数のキャンパスへの職員の配置について、「トータル人事制度」における「異動・配置制度」により配慮している。

⑤ **大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

事務職員の意欲及び資質の向上を図る取組みとして、「職能資格制度」をコアとした「人事考課制度」「給与制度」「教育訓練制度」「異動・配置制度」からなる「トータル人事制度」による職員開発を目指している。また、事務職員の資質向上を図るため、「組織診断人材分析」を実施しその結果をフィードバックしている。さらに、「事務職員自己啓発支援規程」を定め、事務職員の自己啓発に対する経済的支援を行っている。なお、教職員全体を対象としたスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）については、中期計画や高等教育の動向等をテーマとした研修会などを実施している。また、職員のみを対象としたSDも組織的に実施しており、資質の向上に努めている。

⑥ **大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。**

大学運営の適切性についての点検・評価につながる取組みのひとつとして、内部統制を確かなものとするため、理事長のもとに置かれた「内部監査室」により内部監査を行っている。また、監事による監査、監査法人による会計監査が毎年度実施されていることも、大学運営の適切性についての点検・評価につながる取組みとなっている。指摘事項については「常務会」での報告に基づき、「大学協議会」で報告、周知がなされることになっている。このほか、法人との連携による「常務会」が大学運営の適切性についての日常的な点検・評価の場となっている。今後は、大学運営の適切性の点検・評価を定期的に行い、その結果に基づく改善・向上に取り組むことが期待される。

(2) 財務

<概評>

法人全体の中期計画において、2018（平成 30）年度から5年間の学園中期財務計画を示すとともに、設置校ごとの財務計画等を策定し、具体的な数値目標を掲げている。財務状況については、財務関係比率が「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、概ね良好な水準で推移していることから、教育研究活動を安定して

遂行するための財務基盤を確立しているといえる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2016（平成 28）年度に法人全体の中期計画を策定しており、同計画において 2018（平成 30）年度から 5 年間の学園中期財務計画を示している。永続的な学園運営のために収支構造を改善し、財務基盤を確立することを目指して、基本金組入前当年度収支差額 5 % 程度の確保等の数値目標を掲げている。また、学園中期財務計画の中に、「学園資金収支計画表」及び「学園事業活動収支計画表」を示しているほか、設置校を単位とする「部門中期財務計画」を作成し、それぞれ具体的な数値目標を定めている。なお、これらの計画に沿って実施される事業計画については、年度ごとにその進捗状況を検証し、その結果を計画の見直し等に活用している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、教育研究経費比率が低いものの、その他の事業活動収支計算書（消費収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率は概ね良好である。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は安定的に高い水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金の新規採択件数は年度によって増減があるが、教員への申請に関する説明会を実施するなど積極的な支援に取り組んでいることから、今後の成果につながることを期待される。

以 上

淑徳大学提出資料一覧

| |
|-----------|
| 点検・評価報告書 |
| 評価一覧表 |
| 大学基礎データ |
| 基礎要件確認シート |

| その他の根拠資料 | | |
|------------------------|--|------|
| | 資料の名称 | 資料番号 |
| 1 理念・目的 | 【学園規程】 寄付行為 | 1-1 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 学則 | 1-2 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 教育に関する規則 | 1-3 |
| | 基本計画書 (学部) | 1-4 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 大学院学則 | 1-5 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 大学院の教育研究に関する規則 | 1-6 |
| | 基本計画書 (大学院) | 1-7 |
| | 淑徳大学ヴィジョン | 1-8 |
| | 建学の精神・理念 | 1-9 |
| | 大学・大学院の目的 | 1-10 |
| | 履修の手引き (総合福祉学部) | 1-11 |
| | 履修の手引き (コミュニティ政策学部) | 1-12 |
| | 学生便覧 (看護栄養学部) | 1-13 |
| | 学生便覧 (経営学部・教育学部) | 1-14 |
| | 学生便覧 (人文学部) | 1-15 |
| | 大学院要項 (総合福祉研究科) | 1-16 |
| | 大学院要項 (看護学研究科) | 1-17 |
| | 淑徳大学 GUIDE BOOK 2018 | 1-18 |
| | 淑徳大学大学院 総合福祉研究科 GUIDE BOOK 2018 | 1-19 |
| | 淑徳大学大学院 看護学研究科看護学専攻 2018 | 1-20 |
| | 学園グラウンドデザイン | 1-21 |
| 中期計画書 (平成30～34年度) | 1-22 | |
| 中期計画書 (部門) (平成30～34年度) | 1-23 | |
| 2 内部質保証 | 内部質保証の推進について http://www.shukutoku.ac.jp/university/shukutoku/quality/ | 2-1 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 内部質保証に関する規程 | 2-2 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 自己点検・評価に関する規程 | 2-3 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 学部自己点検・評価委員会規程 | 2-4 |
| | 【研究科規程】 総合福祉研究科 自己点検・評価に関する規程 | 2-5 |
| | 【研究科規程】 看護学研究科 自己点検・評価委員会規程 | 2-6 |
| | 【大学規程】 淑徳大学 大学協議会規程 | 2-7 |
| | 内部質保証推進委員会 構成員表 (平成30年度) | 2-8 |
| | 大学自己点検・評価委員会 構成員表 (平成30年度) | 2-9 |
| | 「淑徳大学における「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)について」 http://www.shukutoku.ac.jp/university/file/policy20170401.pdf | 2-10 |
| | 素案作成におけるポイントについて | 2-11 |
| | 3つの方針(暫定版)における留意点及び手順について | 2-12 |
| | 淑徳大学における3つの方針の策定過程 | 2-13 |
| | 淑徳大学特別研修会(FD・SD)資料(平成28年6月18日) | 2-14 |
| | 内部質保証推進委員会議事録(平成29年度) | 2-15 |
| | 大学自己点検・評価委員会議事録(平成29年度) | 2-16 |
| | 淑徳大学経営学部 設置に係る設置計画履行状況報告書(平成25年5月1日現在) | 2-17 |
| | 淑徳大学経営学部 設置に係る設置計画履行状況報告書(平成26年5月1日現在) | 2-18 |
| | 淑徳大学経営学部 設置に係る設置計画履行状況報告書(平成27年5月1日現在) | 2-19 |
| | 淑徳大学経営学部 設置に係る改善意見等対応状況報告書(平成28年5月1日現在) | 2-20 |
| | 淑徳大学看護栄養学部栄養学科 設置に係る改善意見等対応状況報告書(平成28年5月1日現在) | 2-21 |
| | 淑徳大学看護栄養学部栄養学科 設置に係る設置計画履行状況報告書(平成29年5月1日現在) | 2-22 |
| | 淑徳大学教育学部 設置に係る設置計画履行状況報告書(平成27年5月1日現在) | 2-23 |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|----------|---|------|
| | 淑徳大学教育学部 設置に係る設置計画履行状況報告書（平成28年5月1日現在） | 2-24 |
| | 改善意見等に対する改善状況報告書（平成28年3月） | 2-25 |
| | 淑徳大学人文学部 設置に係る設置計画履行状況報告書（平成28年5月1日現在） | 2-26 |
| | 淑徳大学人文学部 設置に係る設置計画履行状況報告書（平成29年5月1日現在） | 2-27 |
| | 淑徳大学大学院看護学研究科 設置に係る設置計画履行状況報告書（平成29年5月1日現在） | 2-28 |
| | 平成28年度 経営学部・教育学部の設置計画履行状況等調査の結果に対する対応について | 2-29 |
| | 大学基準協会 改善報告書（平成27年7月14日） | 2-30 |
| | 大学基準協会 改善報告書検討結果（平成28年4月4日） | 2-31 |
| | 人文学部定員変更届出 | 2-32 |
| | 【大学規程】淑徳大学 外部評価に関する規程 | 2-33 |
| | 外部評価委員会記録（平成28年度） | 2-34 |
| | 外部評価委員会記録（平成29年度） | 2-35 |
| | 【大学規程】淑徳大学 IR推進室規程 | 2-36 |
| | IR推進室 調査資料一覧 | 2-37 |
| | 教育情報の公表 | 2-38 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/ | |
| | 淑徳大学年報（平成16～平成28年度） | 2-39 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/nenpou/ | |
| | 自己点検・評価と第三者評価 | 2-40 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/hyouka/index.html | |
| | 学園財務情報 | 2-41 |
| | http://www.hq.shukutoku.ac.jp/wp/number/ | |
| | 淑徳大学組織図 | 2-42 |
| | 自己点検・評価報告書、認証評価結果（案）に見られる指摘事項・課題対策工程表 | 2-43 |
| | 教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標 第1クール | 2-44 |
| | 教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標 第2クール 大学 | 2-45 |
| | 教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標 第2クール 各学部 | 2-46 |
| 3 教育研究組織 | 【大学規程】淑徳大学 社会福祉研究所規程 | 3-1 |
| | 附属機関現状把握シート（社会福祉研究所 総合福祉研究室・共同研究推進室） | 3-2 |
| | 附属機関現状把握シート（社会福祉研究所 発達臨床研究センター） | 3-3 |
| | 共同研究「卒業後の動向および仕事・人生へ向き合う意識について」調査結果 | 3-4 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/welfare/topics/topic20160315.html | |
| | 【大学規程】淑徳大学 長谷川仏教文化研究所規程 | 3-5 |
| | 附属機関現状把握シート（長谷川仏教文化研究所） | 3-6 |
| | 【大学規程】淑徳大学アーカイブズ規程 | 3-7 |
| | 附属機関現状把握シート（アーカイブズ） | 3-8 |
| | 【大学規程】淑徳大学 高等教育研究開発センター規程 | 3-9 |
| | 附属機関現状把握シート（高等教育研究開発センター） | 3-10 |
| | 中国石刻拓本デジタルアーカイブズ | 3-11 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/takuhon/ | |
| | 【大学規程】淑徳大学 書学文化センター規程 | 3-12 |
| | 附属機関現状把握シート（書学文化センター） | 3-13 |
| | 【大学規程】淑徳大学 アジア国際社会福祉研究所規程 | 3-14 |
| | 附属機関現状把握シート（アジア国際社会福祉研究所） | 3-15 |
| | 【大学規程】淑徳大学 地域連携センター規程 | 3-16 |
| | 附属機関現状把握シート（地域連携センター） | 3-17 |
| | 【大学規程】淑徳大学 地域支援ボランティアセンター規程 | 3-18 |
| | 附属機関現状把握シート（地域支援ボランティアセンター） | 3-19 |
| | 【大学規程】淑徳大学 国際交流センター規程 | 3-20 |
| | 附属機関現状把握シート（国際交流センター） | 3-21 |
| | 【研究科規程】総合福祉研究科 附属心理臨床センター規程 | 3-22 |
| | 附属機関現状把握シート（心理臨床センター） | 3-23 |
| | 淑徳大学年報（平成28年度） | 3-24 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/nenpou/201628.html | |
| | 包括協定書（8自治体） | 3-25 |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|-------------|--|------|
| | 淑徳大学年報（平成28年度 IVその他） http://www.shukutoku.ac.jp/about/file/nenpo/nenpou2016/10_sec1_4.pdf | 3-26 |
| 4 教育課程・学習成果 | <p>入学試験要項（平成30年度） 4-1</p> <p>大学院総合福祉研究科 入学試験要項（平成30年度） 4-2</p> <p>大学院看護学研究科 入学試験要項（平成30年度） 4-3</p> <p>教育課程一覧表（学部） 4-4</p> <p>シラバスフォーマット 4-5</p> <p>教育課程一覧表（大学院） 4-6</p> <p>授業科目の区分一覧 4-7</p> <p>基礎教育科目比較一覧 4-8</p> <p>シラバス作成要領 4-9</p> <p>シラバス記載内容の第三者チェックに関する申合せ 4-10</p> <p>授業アンケート全学報告書 4-11</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/classobsreport.html</p> <p>福祉系キャリアデザインシラバス（総合福祉学部） 4-12</p> <p>キャリアデザインⅠシラバス（経営学部） 4-13</p> <p>キャリアデザインⅡシラバス（経営学部） 4-14</p> <p>キャリアデザインⅢシラバス（経営学部） 4-15</p> <p>キャリアデザインⅣシラバス（経営学部） 4-16</p> <p>キャリアデザインⅤシラバス（経営学部） 4-17</p> <p>キャリアデザインⅠシラバス（教育学部） 4-18</p> <p>キャリアデザインⅡシラバス（教育学部） 4-19</p> <p>社会的・職業的自立Ⅰシラバス（人文学部） 4-20</p> <p>社会的・職業的自立Ⅱシラバス（人文学部） 4-21</p> <p>【学部規程】総合福祉学部 GPA制度及びそれに関わる履修制限に関する規程 4-22</p> <p>【学部規程】コミュニティ政策学部 GPA制度及びそれに関わる履修制限に関する規程 4-23</p> <p>【学部規程】経営学部 GPA制度に関する規程 4-24</p> <p>【学部規程】教育学部 GPA制度に関する規程 4-25</p> <p>【学部規程】人文学部 GPA制度に関する規程 4-26</p> <p>シラバス作成依頼 4-27</p> <p>シラバス（講義要覧）原稿作成時における留意事項について 4-28</p> <p>シラバスチェックシート 4-29</p> <p>シラバス登録マニュアル 4-30</p> <p>授業科目シラバス記載内容の確認について 4-31</p> <p>シラバス検索 ※ゲストユーザーからシラバス参照 4-32</p> <p>https://passport-web.soc.shukutoku.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp</p> <p>授業科目シラバス記載内容の確認完了報告 4-33</p> <p>主体的な学びを促す教育方法への取組状況に関する調査 概要 4-34</p> <p>大学間連携共同教育推進事業 4-35</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/university/action/related/</p> <p>ラーニングコモンズ 4-36</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/lc/</p> <p>ラーニングコモンズ（千葉キャンパス） 4-37</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/lc/chiba/</p> <p>ラーニングコモンズ（千葉第二キャンパス） 4-38</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/lc/chiba2/</p> <p>ラーニングコモンズ（埼玉キャンパス） 4-39</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/lc/saitama/</p> <p>履修ガイダンス日程表 4-40</p> <p>アドバイザー制度（千葉キャンパス） 4-41</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/support/adviser/adviserchiba.html</p> <p>アドバイザー制度（千葉第二キャンパス） 4-42</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/support/adviser/adviserchiba2.html</p> <p>アドバイザー制度（埼玉キャンパス） 4-43</p> <p>http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/support/adviser/advisersaitama.html</p> | |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|-----------|---|---|
| | アドバイザー制度（東京キャンパス） http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/support/adviser/advisertokyo.html | 4-44 |
| | 教育福祉学科 学生ポートフォリオ（履修カルテを含む） | 4-45 |
| | 大学院 教育・研究指導計画書の記入例（総合福祉研究科） | 4-46 |
| | 大学院 教育研究計画書の様式（看護学研究科） | 4-47 |
| | 【研究科規程】総合福祉研究科 学生研究費補助金の交付に関する内規 | 4-48 |
| | 【研究科規程】総合福祉研究科 学生研究費（学会発表）補助金の交付に関する内規 | 4-49 |
| | 【研究科規程】看護学研究科 学生研究費補助規程 | 4-50 |
| | 【学部規程】総合福祉学部 社会福祉学科履修規程 | 4-51 |
| | 【学部規程】総合福祉学部 教育福祉学科履修規程 | 4-52 |
| | 【学部規程】総合福祉学部 実践心理学科履修規程 | 4-53 |
| | 【学部規程】コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科履修規程 | 4-54 |
| | 【学部規程】看護栄養学部 看護学科 履修規程 | 4-55 |
| | 【学部規程】看護栄養学部 栄養学科 履修規程 | 4-56 |
| | 【学部規程】経営学部 履修規程 | 4-57 |
| | 【学部規程】教育学部 こども教育学科 履修規程 | 4-58 |
| | 【学部規程】人文学部 表現学科 履修規程 | 4-59 |
| | 【学部規程】人文学部 歴史学科 履修規程 | 4-60 |
| | 平成30年度 学年暦（千葉キャンパス） | 4-61 |
| | 平成30年度 学年暦（千葉第二キャンパス） | 4-62 |
| | 平成30年度 学年暦（埼玉キャンパス） | 4-63 |
| | 平成30年度 学年暦（東京キャンパス） | 4-64 |
| | 平成30年度 学年暦（総合福祉研究科） | 4-65 |
| | 平成30年度 学年暦（看護学研究科） | 4-66 |
| | 補講の届出様式 | 4-67 |
| | 【学部規程】総合福祉学部 公認欠席に関する細則 | 4-68 |
| | 【学部規程】看護栄養学部 公認欠席に関する細則 | 4-69 |
| | 【学部規程】総合福祉学部 3年次編入学生の単位認定に関する細則 | 4-70 |
| | 【学部規程】コミュニティ政策学部 3年次編入学生の単位認定に関する細則 | 4-71 |
| | 【学部規程】経営学部 編入に関する規程 | 4-72 |
| | 成績問合せ方法（成績評価の確認システム） | 4-73 |
| | 【大学規程】淑徳大学 学位規程 | 4-74 |
| | 淑徳大学のアセスメントプランについて | 4-75 |
| | 平成29年度 3つの方針自己点検・評価シート | 4-76 |
| | 平成30年度前期 全教員会次第（千葉キャンパス） | 4-77 |
| | 学士カールブリックの実施について | 4-78 |
| | 学士カールブリックの運用 | 4-79 |
| | 淑徳大学高等教育研究開発センター | 4-80 |
| | 教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標 | 4-81 |
| | 授業時間外学習時間に関する報告書（平成28年度） | 4-82 |
| | FD・SD実施状況一覧 | 4-83 |
| | 教育課程編成に関する申合せ | 4-84 |
| 5 学生の受け入れ | 受験生情報サイト入試情報 総合福祉学部 コミュニティ政策学部 オリエンテーション資料 入試区分毎の入学者選抜方法 【学部規程】総合福祉学部 入試委員会規程 【学部規程】経営学部 入試委員会規程 【学部規程】教育学部 入試委員会規程 【学部規程】人文学部 募集・入試委員会規程 【学部規程】看護栄養学部 入試・広報委員会規程 面接試験ガイドライン（千葉キャンパス） 面接評価票（千葉キャンパス） 書類審査ガイドライン（千葉キャンパス） 志望理由書評価票（千葉キャンパス） 受験配慮願 入学定員・収容定員推移表（学士・修士・博士課程） 【大学規程】淑徳大学 大学入試委員会規程 平成29年度入試区分ごとの学生成績等の調査 | 5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 |
| 6 教員・教員組織 | 学部長会議に関する申合せ 大学協議会 構成員表（平成30年度） 学部長会議 構成員表（平成30年度） 【学部規程】総合福祉学部 学部運営協議会規程 【学部規程】コミュニティ政策学部 学部運営協議会規程 【学部規程】看護栄養学部 運営会議規程 | 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|--------|---|------|
| | 【学部規程】経営学部 運営協議会規程 | 6-7 |
| | 【学部規程】教育学部 運営協議会規程 | 6-8 |
| | 【学部規程】人文学部 運営協議会規程 | 6-9 |
| | 【研究科規程】総合福祉研究科 総合福祉研究科委員会規程 | 6-10 |
| | 【研究科規程】看護学研究科 看護学研究科委員会規程 | 6-11 |
| | 【研究科規程】総合福祉研究科 担当教員資格審査内規 | 6-12 |
| | 【研究科規程】看護学研究科 担当教員資格審査規程 | 6-13 |
| | 【学園規程】就業規則 | 6-14 |
| | 【大学規程】淑徳大学 専任教員の勤務に関する規程 | 6-15 |
| | 【大学規程】淑徳大学 教育職員の勤務時間に関する規程 | 6-16 |
| | 基礎教育センター設置に係る調査研究プロジェクト報告書 | 6-17 |
| | 【大学規程】淑徳大学 大学人事委員会規程 | 6-18 |
| | 【大学規程】淑徳大学 学部人事委員会規程 | 6-19 |
| | 【大学規程】淑徳大学 職位判定審査会規程 | 6-20 |
| | 【大学規程】淑徳大学 大学教育職員の職務内容及び職位ごとに定める要件に関する申合せ事項 | 6-21 |
| | 【大学規程】淑徳大学 採用及び昇任人事の手続に関する覚書 | 6-22 |
| | 教員組織整備の背景について | 6-23 |
| | 大学人事委員会議事録（平成29年3月） | 6-24 |
| | FD報告書 総合福祉学部・コミュニティ政策学部（平成28年度） | 6-25 |
| | FD報告書 看護栄養学部（平成28年度） | 6-26 |
| | FD報告書 経営学部・教育学部（平成28年度） | 6-27 |
| | 学部FDにおける共通課題の設定について | 6-28 |
| | 淑徳大学 ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施に関する基本方針と当面の課題 | 6-29 |
| | 淑徳大学 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施に関する基本方針と当面の課題 | 6-30 |
| | 【大学規程】淑徳大学 専任教員の兼職等の取り扱いについて | 6-31 |
| | 兼職願いの様式（千葉キャンパス） | 6-32 |
| | 自己管理目標制度 | 6-33 |
| | 【大学規程】淑徳大学 教育・研究費の傾斜配賦に関する内規 | 6-34 |
| 7 学生支援 | 【大学規程】淑徳大学 大学教務委員会規程 | 7-1 |
| | 【大学規程】淑徳大学 大学学生厚生委員会規程 | 7-2 |
| | 【大学規程】淑徳大学 大学就職委員会規程 | 7-3 |
| | 英語・情報クラス分け資料 | 7-4 |
| | 看護栄養学部 学習支援委員会年間予定 | 7-5 |
| | Sドリル千葉ログイン画面 | 7-6 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/students/sdrillchiba.html | |
| | Sドリル学生用説明書（ベーシックコース） | 7-7 |
| | Sドリル学生用説明書（SPI対策コース） | 7-8 |
| | 淑徳大学e-キャンパスログイン画面 | 7-9 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/students/ecampus.html | |
| | 国家試験受験対策Eラーニング | 7-10 |
| | 【学部規程】経営学部 実践学習支援センター規程 | 7-11 |
| | 【学部規程】コミュニティ政策学部 サービスラーニングセンターに関する規程 | 7-12 |
| | 【学部規程】教育学部 教員・保育士養成支援センター規程 | 7-13 |
| | 埼玉留学生交流会 | 7-14 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/news/saitama/post_83_33969.html | |
| | 外国人留学生の手引き（埼玉キャンパス） | 7-15 |
| | 障がい学生ガイドライン（千葉キャンパス） | 7-16 |
| | 障がい学生ガイドライン（埼玉キャンパス） | 7-17 |
| | 障がい学生ガイドライン（東京キャンパス） | 7-18 |
| | 【大学規程】淑徳大学 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程 | 7-19 |
| | 障がいを理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン | 7-20 |
| | http://www.shukutoku.ac.jp/university/compliance/barrierfree/index.html | |
| | 教育学部アドバイザーマニュアル | 7-21 |
| | 身分変更の決裁順序（千葉キャンパス） | 7-22 |
| | 【大学規程】淑徳大学 ハラスメント防止規程 | 7-23 |
| | 【大学規程】淑徳大学 ハラスメント調査委員会規程 | 7-24 |
| | 【大学規程】淑徳大学 ハラスメント調停委員会規程 | 7-25 |
| | ハラスメント相談パンフレット（千葉キャンパス版） | 7-26 |
| | ハラスメント防止研修会一覧（平成29年度） | 7-27 |
| | 学生生活の手引き（千葉キャンパス） | 7-28 |
| | 【学部規程】千葉キャンパス キャリア支援センター規程 | 7-29 |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|---------------|---|---|
| | <p>【学部規程】看護栄養学部 キャリア支援委員会規程 【学部規程】経営学部 総合キャリアセンター規程 【学部規程】教育学部 総合キャリアセンター規程 【学部規程】人文学部 キャリア支援委員会規程 平成29年度 キャリア支援スケジュール（千葉キャンパス） 平成29年度 キャリア支援スケジュール（千葉第二キャンパス） 平成29年度 キャリア支援スケジュール（埼玉キャンパス） 平成29年度 キャリア支援スケジュール（東京キャンパス） 【学園規程】強化育成クラブ規程 【学部規程】総合福祉学部 学生団体規則 【学部規程】コミュニティ政策学部 学生団体規則 【学部規程】看護栄養学部 学生団体規則 【学部規程】経営学部 学生団体及び学生の諸活動に関する規程 【学部規程】教育学部 学生団体及び学生の諸活動に関する規程 【学部規程】人文学部 学生団体及び学生の諸活動に関する規程 学生団体一覧（平成29年度） 学生生活実態調査報告書一覧 平成29年度 第7回淑徳大学学生生活実態調査 http://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/report.html</p> | <p>7-30 7-31 7-32 7-33 7-34 7-35 7-36 7-37 7-38 7-39 7-40 7-41 7-42 7-43 7-44 7-45 7-46 7-47</p> |
| 8 教育研究 等環境 | <p>【大学規程】淑徳大学 衛生管理規程 学校職場用チェックリスト 調理実習室・給食経営管理室・厨房等チェックリスト 情報処理室等パソコン設置状況一覧 【学園規程】ネットワーク・システム及びインターネット利用規程 【学園規程】情報セキュリティ規程 SNSの利用に関するガイドライン http://www.shukutoku.ac.jp/university/compliance/guideline/ 【大学規程】淑徳大学 附属図書館規程 【大学規程】淑徳大学 附属図書館運営委員会規程 【学部規程】千葉図書館規程 【学部規程】看護栄養学部 図書室規程 【学部規程】みずほ台図書館規程 【学部規程】東京図書館規程 データベース（資料検索） http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/library/data/ 電子ジャーナル（学内限定） http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/library/search/ 電子書籍eBook（学内限定） http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/library/ebook/ 淑徳大学 図書館年次報告書（平成28年度） 16-20世紀・英国救貧法及び社会福祉の歴史 http://www.shukutoku.ac.jp/campuslife/library/chiba/collection/ 淑徳大学 学術機関リポジトリ https://shukutoku.repo.nii.ac.jp/ 附属図書館（室）職員司書資格所有率 【大学規程】淑徳大学 教育・研究費規程 【大学規程】淑徳大学 教育・研究費の取扱いに関する内規 【大学規程】淑徳大学 学術研究助成規程 【大学規程】淑徳大学 学術奨励研究助成規程 【大学規程】淑徳大学 学術出版助成規程 【大学規程】淑徳大学 研究推進事業に関する規程 【大学規程】淑徳大学 研究推進事業実施に関する内規 【大学規程】淑徳大学 教育改革推進事業に関する規程 学内助成事業一覧（平成29年度） 【大学規程】淑徳大学 教育研究支援センター規程 科学研究費説明会開催実績（平成29年度） 科学研究費助成事業一覧（平成26～29年度） 科学研究費採択分析資料 教育・研究費使用ガイドブック（千葉キャンパス） 淑徳大学 公的研究費取扱要領 自己管理目標制度の推進に係る申合せ 教育研究活動計画書・報告書様式 【大学規程】淑徳大学 海外及び国内研究・調査等に関する運用規程 【学部規程】総合福祉学部 教育助手補規程 【研究科規程】総合福祉研究科 調査・研究助手規程</p> | <p>8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16 8-17 8-18 8-19 8-20 8-21 8-22 8-23 8-24 8-25 8-26 8-27 8-28 8-29 8-30 8-31 8-32 8-33 8-34 8-35 8-36 8-37 8-38 8-39 8-40</p> |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|-----------------------|--|---|
| | <p>【研究科規程】看護学研究科 教育助手補規程 【大学規程】淑徳大学 物品発注・検収取扱要領 【学園規程】内部監査規程 学術研究倫理ガイド（学生・院生用） 誓約書書式 日本学術振興会研究倫理eラーニングコース https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx</p> <p>【大学規程】淑徳大学 研究倫理規準 【大学規程】淑徳大学 研究倫理委員会規程 【学部規程】看護栄養学部 研究倫理審査委員会規程</p> | <p>8-41 8-42 8-43 8-44 8-45 8-46 8-47 8-48 8-49</p> |
| 9 社会連携・社会貢献 | <p>淑徳大学 地域連携・社会連携の取組について 淑徳大学の地域連携・社会連携について 平成28年度 地域支援ボランティアセンター活動報告書 平成29年度 淑徳大学地域連携センター年報 淑徳大学発達臨床研究センター http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/welfare/hattatsu/</p> <p>発達臨床研究センター講演一覧（平成28・29年度） 心理臨床センター http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/shinririnshou/</p> <p>アジア国際社会福祉研究所 http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/asiancenter/</p> <p>アジア仏教社会福祉学術交流センター http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/asiancenter/overview/center/</p> <p>アジア第3回国際学術フォーラム http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/asiancenter/newsletter/post_27.html</p> <p>apaswe表彰 http://www.shukutoku.ac.jp/shisetsu/asiancenter/newsletter/apaswe.html</p> | <p>9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9 9-10 9-11</p> |
| 10 大学運営・財務 （1）大学運営 | <p>大学運営の基本方針と新年度の課題について（平成26～30年度）</p> <p>【学園規程】組織、職制及び分掌規程 【学園規程】淑徳大学学長選任規程 【学園規程】副学長選任規程 【学園規程】学長特別補佐規程 【学園規程】大学政策専門委員規程 【大学規程】淑徳大学 学部長選任規程 【大学規程】淑徳大学 大学院研究科長選任規程 【学部規程】総合福祉学部 学科長選任規程 【学部規程】コミュニティ政策学部 学科長選任規程 【学部規程】看護栄養学部 学科長選任規程 【学部規程】経営学部 学科長選任規程 【学部規程】教育学部 学科長選任規程 【学部規程】人文学部 学科長選任規程 【大学規程】淑徳大学における学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令に関する教授会の審議事項の取扱における学長裁定 【大学規程】淑徳大学における学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令に関する研究科委員会の審議事項の取扱における学長裁定 【学部規程】総合福祉学部 教授会規程 【学部規程】コミュニティ政策学部 教授会規程 【学部規程】看護栄養学部 教授会規程 【学部規程】経営学部 教授会規程 【学部規程】教育学部 教授会規程 【学部規程】人文学部 教授会規程</p> <p>リスクマネジメント体制の整備について 【学園規程】個人情報の保護に関する規程 【大学規程】淑徳大学 学生個人情報保護規程 個人情報保護委員会届出様式 淑徳大学ウェブサイトにおける個人情報保護方針 http://www.shukutoku.ac.jp/university/compliance/privacy/</p> <p>【学園規程】経理規程 【学園規程】予算規程</p> | <p>10-1-1 10-1-2 10-1-3 10-1-4 10-1-5 10-1-6 10-1-7 10-1-8 10-1-9 10-1-10 10-1-11 10-1-12 10-1-13 10-1-14 10-1-15 10-1-16 10-1-17 10-1-18 10-1-19 10-1-20 10-1-21 10-1-22 10-1-23 10-1-24 10-1-25 10-1-26 10-1-27 10-1-28 10-1-29</p> |

| | 資料の名称 | 資料番号 |
|----------------------|--------------------|---------|
| | 職員人事制度関連書類 | 10-1-30 |
| | 【学園規程】事務職員自己啓発支援規程 | 10-1-31 |
| | 【学園規程】監事監査規程 | 10-1-32 |
| | 以下、言及しなかったが、提出必須資料 | |
| | 大乘淑徳学園規程集 | 10-1-33 |
| | 淑徳大学規程集 | 10-1-34 |
| | 総合福祉学部規程集 | 10-1-35 |
| | コミュニティ政策学部規程集 | 10-1-36 |
| | 看護栄養学部規程集 | 10-1-37 |
| | 経営学部規程集 | 10-1-38 |
| | 教育学部規程集 | 10-1-39 |
| | 人文学部規程集 | 10-1-40 |
| | 総合福祉研究科規程集 | 10-1-41 |
| | 看護学研究科規程集 | 10-1-42 |
| | 理事会名簿（平成29年度） | 10-1-43 |
| | 監事監査報告書（平成24年度） | 10-1-44 |
| | 監事監査報告書（平成25年度） | 10-1-45 |
| | 監事監査報告書（平成26年度） | 10-1-46 |
| | 監事監査報告書（平成27年度） | 10-1-47 |
| | 監事監査報告書（平成28年度） | 10-1-48 |
| | 監事監査報告書（平成29年度） | 10-1-49 |
| | 監査法人監査報告書（平成24年度） | 10-1-50 |
| | 監査法人監査報告書（平成25年度） | 10-1-51 |
| | 監査法人監査報告書（平成26年度） | 10-1-52 |
| | 監査法人監査報告書（平成27年度） | 10-1-53 |
| | 監査法人監査報告書（平成28年度） | 10-1-54 |
| | 監査法人監査報告書（平成29年度） | 10-1-55 |
| | 事業報告書（平成28年度） | 10-1-56 |
| 10 大学運営・財務 (2) 財務 | 〔様式7〕5ヵ年連続財務計算書類 | 10-2-1 |
| | 平成28年度 寄付金受け入れ金額 | 10-2-2 |
| | 【学園規程】資金運用規程 | 10-2-3 |
| | 以下、言及しなかったが、提出必須資料 | |
| | 計算書類（平成24年度） | 10-2-4 |
| | 計算書類（平成25年度） | 10-2-5 |
| | 計算書類（平成26年度） | 10-2-6 |
| | 計算書類（平成27年度） | 10-2-7 |
| | 計算書類（平成28年度） | 10-2-8 |
| | 計算書類（平成29年度） | 10-2-9 |
| | 財産目録（平成28年度） | 10-2-10 |

淑徳大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

| | 資料の名称 | ウェブ | 資料番号 |
|-------------|--|-----|---|
| 1 理念・目的 | 大乗淑徳教本【閲覧】 淑徳学入門～建学の精神を学ぶ～【閲覧】 【大学規程】自校教育推進委員会規程 学外有職者意見聴取【閲覧】 | | 1-1 1-2 1-3 1-4 |
| 2 内部質保証 | 大学基準ごとの方針（暫定版） 大学基準ごとの方針（暫定版）パブリックコメント募集 平成29年度 第4回内部質保証推進委員会記録 平成29年度 第11回大学協議会議事録 平成24年度 第11回大学協議会議事録 淑徳大学アニュアルレポート2014【閲覧】 平成29年度 第1回大学協議会議事録 平成27～28年度 大学自己点検・評価委員会記録 平成23年度 第8回大学協議会議事録 平成23年度 第9回大学協議会議事録 平成23年度 第11回大学協議会議事録 平成25年度 第7回大学自己点検・評価委員会記録 平成28年度 第3回大学自己点検・評価委員会記録 外部評価への対応のフレームワーク | | 2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 |
| 3 教育研究組織 | 淑徳大学アジア国際社会福祉研究所2016年度年報第1号【閲覧】 | | 3-1 |
| 4 教育課程・学習成果 | 学士課程における少人数教育の実態 平成29年度 高等教育研究開発センターアセスメントプロジェクト報告 平成29年度 3つの方針 自己点検評価結果及びヒアリング結果 | | 4-1 4-2 4-3 |
| 5 学生の受け入れ | 大学入試委員会議事録 平成29年度 入試改定会議資料 | | 5-1 5-2 |
| 6 教員・教員組織 | 定年超過教員数 平成27年度 FD報告書 総合福祉学部・コミュニティ政策学部【閲覧】 平成29年度 FD報告書 総合福祉学部・コミュニティ政策学部【閲覧】 平成27年度 FD報告書 看護栄養学部【閲覧】 平成27年度 FD報告書 経営学部・教育学部【閲覧】 平成29年度 FD報告書 経営学部・教育学部【閲覧】 平成27年度 FD報告書 人文学部【閲覧】 平成28年度 FD報告書 人文学部【閲覧】 平成29年度 FD報告書 人文学部【閲覧】 平成27～29年度 学部教育向上委員会議事録 総合福祉学部・コミュニティ政策学部 平成27～29年度 学部教育向上委員会議事録 看護栄養学部 平成27～29年度 学部教育向上委員会議事録 経営学部・教育学部 平成27～29年度 学部教育向上委員会議事録 人文学部 平成27～29年度 大学教育向上委員会議事録 平成29年度 5月大学人事委員会議事録【閲覧】 | | 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 |
| 7 学生支援 | Sドリル千葉ベーシックコース Sドリル千葉キャンパス活用状況 社会福祉士・精神保健福祉士のWEB学習の状況について Sドリル成績閲覧方法について 看護学科 ナーシングスキル管理画面 看護栄養学部紀要第9号【閲覧】 コンピュータを基本とした国家試験問題解答システム Sドリル埼玉キャンパスメニュー Sドリル埼玉キャンパス利用者数 平成30年度 第1回大学学生厚生委員会議事録 各キャンパスのアドバイザー数の一覧表 留年者、休学者、退学者の本人及び保護者への対応 【学部規程】経営学部 学習支援センター規程 学生相談利用状況等一覧 平成30年度 第1回大学就職委員会議事録 大学教務委員会への依頼文書 大学学生厚生委員会への依頼文章 大学就職委員会への依頼文章 | | 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 |

| | 資料の名称 | ウェブ | 資料番号 |
|--------------------------------|---|-----|--|
| | 第7回学生生活実態調査 自由記述への対応について 平成29年度 第7回学部長会議議事録 平成29年度 第14回学生厚生委員会議事録（千葉キャンパス） 平成30年度 第3回学生厚生委員会議事録（千葉第二キャンパス） 平成30年度 第1回学生厚生委員会議事録（埼玉キャンパス） 平成30年度 第2回教学委員会議事録（東京キャンパス） | | 7-19 7-20 7-21 7-22 7-23 7-24 |
| 8 教育研究 等環境 | 日本図書館協会大学図書館調査票2018 図書館利用促進の取組み 平成29年度 責任コマ比較表 【大学規程】研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 | | 8-1 8-2 8-3 8-4 |
| 9 社会連 携・社会貢献 | 【大学規程】履修証明プログラムに関する規程 【学部規程】千葉キャンパス地域支援連絡会議 | | 9-1 9-2 |
| 10 大学運 営・財務 (1) 大学運 営 | 平成30年度 大学政策専門委員の担当業務について 【学園規程】常務会規程 【学園規程】法人本部事務局分掌規程 大規模事業実績報告書様式 各キャンパス委員会構成表 事務職員を対象とした「組織診断」等アンケートの実施について 平成28年度 監事監査計画書 | | 10-1-1 10-1-2 10-1-3 10-1-4 10-1-5 10-1-6 10-1-7 |
| その他 | コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科コミュニティ研究Ⅱループリッ ク コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科コミュニティ研究Ⅱループリッ ク記入例 経営学部 卒業論文ループリッ ク 教育学部 卒業研究ループリッ ク 人文学部 歴史学科ループリッ ク（歴史課題研究・歴史専門演習 プレゼン テーション用） コモンループリッ ク（ライティング）2012 1年生春学期～2年生春学期（下 位学年用） コモンループリッ ク（ライティング）2012 2年生秋学期～（上位学年用） コモンループリッ ク（ライティング）2012（全体） コモンループリッ ク（プレゼンテーション）2011 1年生春学期～2年生春学 期（下位学年用） コモンループリッ ク（プレゼンテーション）2011 2年生秋学期～（上位学年 用） コモンループリッ ク（プレゼンテーション）2011（全体） 目標型コモンループリッ ク全体版（チームワーク）2013 大学基礎データ表2 学生 コミュニティ政策学部2014年～2018年 平成30年度 専任教員の募集について（コミュニティ政策学部コミュニティ 政策学科政策学分野）（応募締切平成29年10月21日） 平成30年度 専任教員の募集について（コミュニティ政策学部コミュニティ 政策学科政策学分野）（応募締切平成29年12月2日） 平成30年度 専任教員の募集について（コミュニティ政策学部コミュニティ 政策学科政策学分野）（応募締切平成30年5月31日） 2018年度 キリンビバレッジ株式会社東京支社との連携プロジェクト 生茶の現状と今後（キリンビバレッジ株式会社東京支社案内パンフレット） 午後の紅茶 POPコンテスト 看護栄養学部 学部運営協議会規程 平成29年度 内部監査年次計画書 平成29年度 内部監査実施計画書 平成29年度 内部監査結果の活用について | | 4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 5-1 6-1 6-2 6-3 9-1 9-2 9-3 10-1-1 10-1-2 10-1-3 10-1-4 |

淑徳大学提出資料一覧（意見申立）

| | 資料の名称 | ウェブ | 資料番号 |
|-----------|--|-----|------|
| 6 教員・教員組織 | 大学基礎データ（表1）教育研究組織・教員組織 2019（平成31）年1月1日 | | 6-1 |
| | コミュニティ政策学部運営会議議事録 2018（平成30）年11月22日 | | 6-2 |
| | 准教授の昇任人事に関する職位判定審査会立ち上げ審議依頼 2018（平成30）年12月6日 | | 6-3 |
| | 大学人事委員会議事録 2018（平成30）年12月6日 | | 6-4 |
| | 職位判定審査報告書 2018（平成30）年12月20日 | | 6-5 |
| | 大学人事委員会議事録 2018（平成30）年12月20日 | | 6-6 |
| | コミュニティ政策学部教授会議事録 2018（平成30）年12月20日 | | 6-7 |
| | 辞令 2019（平成31）年1月1日 | | 6-8 |